

業 務 及 び 財 産 の 状 況 に 関 す る 説 明 書

【平成 29 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき、全ての営業所に備え置き公衆の縦覧に供するため製作したものである。

J F X 株 式 会 社

1 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 商号

JFX 株式会社

(2) 登録年月日及び登録番号

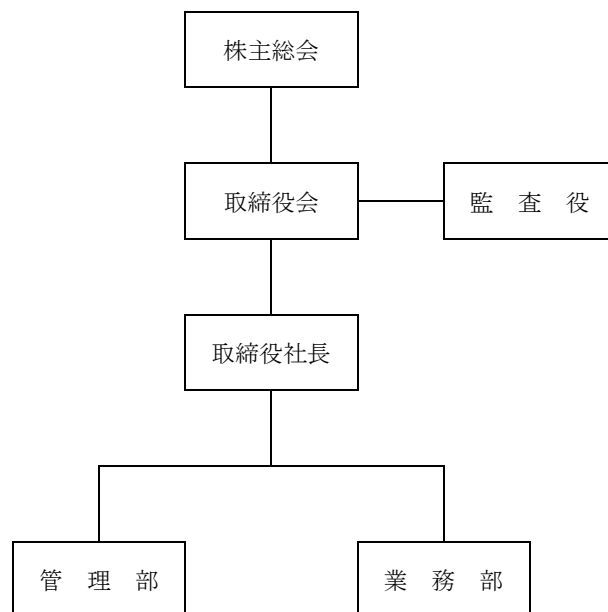
平成 19 年 9 月 30 日(関東財務局長(金商) 第 238 号)

(3) 沿革及び経営の組織

① 会社沿革

年月	概要
平成 17 年 7 月	アクロス FX 株式会社設立
平成 17 年 11 月	金融先物取引業者登録(関東財務局長(金先)第 52 号)
平成 17 年 11 月	金融先物取引協会加入(会員番号 1503)
平成 17 年 12 月	日本アクロス株式会社より会社分割
平成 19 年 8 月	「外為ゼロ」の取扱いを開始
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録(関東財務局長(金商)第 238 号)
平成 20 年 2 月	本社事務所を港区赤坂へ移転
平成 20 年 6 月	商号変更 JFX 株式会社に変更
平成 21 年 2 月	本社事務所を中央区新富へ移転
平成 21 年 5 月	ヒロセ通商株式会社の子会社となる
平成 21 年 9 月	株式交換によりヒロセ通商株式会社の 100%子会社となる
平成 22 年 2 月	「MATRIX TRADER」の取扱いを開始
平成 22 年 12 月	「外為ゼロ」のサービス終了
平成 25 年 2 月	HIROSE TRADING HK LIMITED を子会社化
平成 26 年 4 月	バイナリーオプション取引「MTBO」の取扱い開始
平成 29 年 3 月	バイナリーオプション取引「MTBO」のサービス終了

② 経営の組織



(4) 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名、商号又は名称	保有株式数	割 合
ヒロセ通商株式会社	19,990 株	100.0%

(5) 役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	小林 芳彦	有	常勤
取締役	松本 貴徳	無	常勤
取締役	衣川 貴裕	無	非常勤
取締役	松田 弥	無	非常勤
取締役	美濃出 真吾	無	非常勤
監査役	赤阪 雄飛	無	非常勤

(注) 監査役赤阪雄飛は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(6) 政令で定める使用人の氏名

- ① 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏 名	役 職 名
松本 貴徳	内部管理担当取締役

② 投資助言業務(金融商品取引法(以下「法」という。)第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第4項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名
該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業(法第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。)に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名
該当事項はありません。

(7) 業務の種別

金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務

(8) 本店その他の営業所又は事業所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の事務所又は営業所)の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区新富一丁目12番7号

(9) 他に行っている事業の種類

該当事項はありません。

(10) 法第37条の7第1項第1号イ、第2号イ、第3号イ又は第4号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

① 指定紛争解決機関の商号又は名称

イ 第1種金融商品取引業(法第37条の7第1項第1号イ)
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

ロ 第2種金融商品取引業(法第37条の7第1項第2号イ)
該当事項はありません。

ハ 投資助言・代理業(法第37条の7第1項第3号イ)
該当事項はありません。

ニ 投資運用業(法第37条の7第1項第4号イ)
該当事項はありません。

② 加入する金融商品取引業協会の名称

一般社団法人金融先物取引業協会

③ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

(11) 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

(12) 加入する投資者保護基金の名称

該当事項はありません。

(13) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

① 第 1 種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに業務を委託した一般社団法人金融先物取引業協会を利用する措置

② 第 2 種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ）

該当事項はありません。

④ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ）

該当事項はありません。

2 業務の状況に関する事項

(1) 当期の業務の概要

当会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に見られるように好循環が広がりつつある中、2016年前半の新興国経済等の海外経済の弱さや資源価格の低下等の動きが一服したこと等により、企業の業況感の改善がみられ、生産面を中心に緩やかな回復基調が続いてまいりました。

当社に関連する外国為替市場は、米利上げ観測の後退からドル売りが進み、期初において米ドル/円相場は112円台から始まりました。6月24日に英国のEU離脱決定を受けて世界的にリスク回避の動きが強まり、一時98円台半ばまで円高ドル安が進みました。その後7月から10月まで基本的に100円～105円のレンジで上値が重たく推移していましたが、11月の米国大統領選挙においてトランプ候補が勝利したことで円高が進み、101円台前半まで下落したものの、100円が割れなかったことから、その後大きく株価上昇とともにドル円は反発し、売り上がったドルショート勢が途中から切られて更に大きく相場が巻き戻す結果となって12月中旬には118円台半ばまで円安ドル高が進みました。その後はテクニカルに118.60円台でダブルトップを付けて反落し、111円台前半で期末を迎えました。

このような状況の中、当社では顧客満足度の向上を図るため、特に顧客要望の強いスマホ向けアプリを中心に改善をほぼ毎月実施し、さらに主要通貨ペアのスプレッドを縮小して業界最狭水準スプレッドを提供し続けてまいりました。既存のお客様よりご好評をいただいている取引に応じたキャッシュバックキャンペーンは、ドル円をはじめとした主要通貨ペアだけでなく、全ての取引通貨ペアに対象を広げサービスの向上を図りました。また、当社の特徴であるユーストリームを活用したLive放送では注目度の高い英国国民投票や大統領選挙などのビックイベントで緊急Liveを実施し、毎月実施している雇用統計LiveでもFX業界で最も多くの視聴者数を集め、経済情報番組で提供したテレビコマーシャルとともに会社の認知度を高める効果をもたらしました。

このようなお客様の利便性やサービスの向上を目的とした施策を実施したことが功を奏し、取引高が137,269,409.2万通貨（前期比47.76%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、営業収益835,004千円（前期比27.77%増）、営業利益301,552千円（前期比43.37%増）、経常利益307,081千円（前期比43.40%増）、当期純利益216,829千円（前期比48.00%増）となりました。

(2) 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

区 分	第 10 期 (平成27年3月期)	第 11 期 (平成28年3月期)	第 12 期 (当 期) (平成29年3月期)
資 本 金	317,000 千円	317,000 千円	317,000 千円
発 行 株 式 の 総 数	19,990 株	19,990 株	19,990 株
営 業 収 益	653,006 千円	653,501 千円	835,004 千円
(受 取 手 数 料)	— 千円	— 千円	— 千円
(外国為替取引損益)	653,006 千円	653,501 千円	835,004 千円
(そ の 他)	— 千円	— 千円	— 千円
経 常 利 益	222,327 千円	214,139 千円	307,081 千円
当 期 純 利 益	105,112 千円	146,497 千円	216,829 千円

(注) 当社の勘定科目では、トレーディング損益を外国為替取引損益と表記しております。

(3) 株券の売買高(有価証券等清算取次ぎの委託高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。))を含む。)

及びその受託の取扱高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。)

該当事項はありません。

(4) 国際証券、社債権、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

該当事項はありません。

(5) その他業務の状況

該当事項はありません。

(6) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

区分	第 10 期 (平成 27 年 3 月期)	第 11 期 (平成 28 年 3 月期)	第 12 期 (平成 29 年 3 月期)
自己資本規制比率 (A)／(B)×100	388.0%	492.2%	593.5%
固定化されていない自己資本 (A)	416	561	773
リスク相当額 (B)	107	114	130
市場リスク相当額	—	—	—
取引先リスク相当額	2	3	2
基礎的リスク相当額	105	110	127

(注) 自己資本規制比率は、小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載しております。

(7) 使用人の総数及び外務員の総数

区 分	第 10 期 (平成 27 年 3 月期)	第 11 期 (平成 28 年 3 月期)	第 12 期 (平成 29 年 3 月期)
使 用 人	8 名	5 名	6 名
(う ち 外 務 員)	7 名	4 名	6 名

3 財産の状況に関する事項

(1) 経理の事業年度

① 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当事業年度 (平成29年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	427,012	827,312
外国為替取引顧客分別金信託	5,157,000	5,758,000
外国為替取引顧客差金	619,232	624,935
外国為替取引顧客未収入金	10,601	30,452
外国為替取引差入証拠金	523,233	557,579
外国為替取引自己取引未収入金	25,680	22,320
貯蔵品	496	738
未収入金	6,714	7,987
未収還付消費税等	23,436	31,728
前払費用	1,979	4,538
繰延税金資産	3,640	4,778
その他	253	256
貸倒引当金	△53	△37
流動資産合計	6,799,226	7,870,591
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,885	2,470
器具備品	1,809	3,175
有形固定資産合計	4,695	5,646
無形固定資産		
ソフトウェア	1,674	920
無形固定資産合計	1,674	920
投資その他の資産		
関係会社株式	44,805	44,805
繰延税金資産	1,103	1,357
差入保証金	2,437	2,349
その他	2,000	2,000
投資その他の資産合計	50,346	50,512
固定資産合計	56,716	57,079
資産合計	6,855,943	7,927,670

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	5,480,417	6,274,431
外国為替取引顧客差金	111,870	53,116
外国為替取引顧客未払金	36,281	52,772
外国為替取引自己取引差金	507,361	571,819
未払金	45,064	49,973
未払費用	2,852	4,082
未払法人税等	34,267	62,943
預り金	616	934
賞与引当金	3,627	5,070
その他	50	50
流動負債合計	6,222,408	7,075,194
固定負債		
退職給付引当金	2,571	2,983
役員退職慰労引当金	4,260	5,960
固定負債合計	6,831	8,943
負債合計	6,229,239	7,084,137
純資産の部		
株主資本		
資本金	317,000	317,000
利益剰余金		
利益準備金	15,992	15,992
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	293,712	510,541
利益剰余金合計	309,704	526,533
純資産合計	626,704	843,533
負債純資産合計	6,855,943	7,927,670

② 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
営業収益		
外国為替取引損益	653, 501	835, 004
営業収益合計	653, 501	835, 004
営業費用		
販売費及び一般管理費	443, 182	533, 452
営業費用合計	443, 182	533, 452
営業利益	210, 319	301, 552
営業外収益		
受取利息	669	53
業務委託料収入	4, 711	4, 711
その他	14	764
営業外収益合計	5, 394	5, 529
営業外費用		
債権譲渡損	1, 575	—
営業外費用合計	1, 575	—
経常利益	214, 139	307, 081
税引前当期純利益	214, 139	307, 081
法人税、住民税及び事業税	66, 641	91, 642
法人税等調整額	1, 000	△1, 390
法人税等合計	67, 642	90, 251
当期純利益	146, 497	216, 829

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	317, 000	15, 992	147, 214	163, 206	480, 206	480, 206
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	146, 497	146, 497	146, 497	146, 497
剰余金の配当に伴う 積立て	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	146, 497	146, 497	146, 497	146, 497
当期末残高	317, 000	15, 992	293, 712	309, 704	626, 704	626, 704

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	317, 000	15, 992	293, 712	309, 704	626, 704	626, 704
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	216, 829	216, 829	216, 829	216, 829
剰余金の配当に伴う 積立て	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	216, 829	216, 829	216, 829	216, 829
当期末残高	317, 000	15, 992	510, 541	526, 533	843, 533	843, 533

個別注記表

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法を採用しております。
子会社株式
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|-----------|
| 建物 | 15 年～22 年 |
| 器具備品 | 5 年～6 年 |
- (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3 年～5 年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法（期末自己都合要支給額）を採用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引顧客差分勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差分勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条第 1 項第 1 号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は、貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とするすべての未決済の外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて、取引明細毎に算定し、これらを合計し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引自己取引差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引自己取引未払金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	19,990	—	—	19,990
合計	19,990	—	—	19,990

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(その他の注記)

(1) 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項はありません。

(2) 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

前事業年度(平成 28 年 3 月 31 日)

子会社株式(貸借対照表計上額は 44,805 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(3) デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15 年～22 年

器具備品 5 年～10 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3 年～5 年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|---------------|---|
| (2) 賞 与 引 当 金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法（期末自己都合要支給額）を採用しております。 |
| (4) 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条第 1 項第 1 号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は、貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて、取引明細毎に算定し、これらを合計し損益を相殺した上で、評価益相当額を、貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（資産）、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定にそれぞれ計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	19,990	—	—	19,990
合計	19,990	—	—	19,990

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(その他の注記)

- (1) 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項はありません。

- (2) 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の取得価額、時価及び評価
損益

当事業年度(平成 29 年 3 月 31 日)

子会社株式(貸借対照表計上額は 44,805 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

- (3) デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価
損益

該当事項はありません。

4 管理の状況に関する事項

(1) 内部管理の状況の概要

当社は、金融商品取引法及び関係法令を遵守した営業活動が行われるように、内部管理の責任者として内部管理担当役員を任命し、業務状況を管理しております。苦情・紛争の状況につきましては、業務部が受け付け、その内容を記録するとともに、内部管理担当役員に報告を行い、内部管理担当役員は、経営上重要と判断される場合は、取締役社長に報告をし、取締役会にも半期に1度報告いたしております。また苦情相談窓口として、専用の電話番号とメールアドレスを定め、ホームページ上に記載しております。お客様からの申出内容に応じて、苦情・紛争処理規程に基づく等、適正な対応に努めております。さらに、ホームページ上には、指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）及び証券取引等監視委員会の情報窓口のリンクを貼り、外部への苦情及び相談についての申出方法等を明確化しております。

次に、監査体制といたしましては、親会社に委託した内部監査責任者により、各部門の業務状況の監査を行っております。また社外監査役が取締役の業務執行について監査を行っております。監査結果や改善状況は、取締役会へ報告し、実効性のある監査が実施できる体制といたしております。

最後に、当社では、コンプライアンスを会社運営上最も重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス管理規程」および「コンプライアンス・マニュアル」等の制定をおこない、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的としたコンプライアンスマニュアルの読み合わせや研修等を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に努めております。

(2) 区分管理の状況(金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況)

(単位：百万円)

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内 訳
金 銭	金銭信託	5,751	5,151	三井住友銀行 5,751百万円

5 子会社等の状況に関する事項

(1) 企業集団の構成



(2) 子会社の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	当社及び子会社等の保有する議決権の数(口)	議決権の所有 [被所有] 割合(%)
(連結子会社) HIROSE TRADING HK LIMITED	中国香港	7,000千香港ドル	外国為替証拠金 取引事業(予定)	7,000,000	100.0

(注) HIROSE TRADING HK LIMITED は、営業を開始していません。

以上